

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	八	○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三
○遊漁規則について認可した件二件	八	○飼料の試験の結果の概要を公表する件	三
○林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件	二	○一般競争入札を行う件	四
○保安林の指定をする予定である件	二	○政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件	五
公 告		正 誤	
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件	二	○平成二十年十二月二十四日付け号外第六十九号中	五
○土地改良法により換地処分をした旨届出があった件	二	○平成二十年十二月二十六日付け定例第二千四十三号中	五

告 示

福島県告示第四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年一月九日から同年二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島県知事 佐藤 雄 平

ケイヨーデイツー会津若松神指店 会津若松市神指町大字四合字幕内南六百三十二番地一ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。
 (商業まちづくり課)

福島県告示第五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年一月九日から同年二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平
 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 株式会社カワチ薬品泉店 いわき市泉町滝尻字泉町十一番地ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。
 (商業まちづくり課)

福島県告示第六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、木戸川漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十年十二月二十四日次のとおり認可した。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平
 一 漁業権者の名称及び住所
 木戸川漁業協同組合 双葉郡楡葉町大字前原字中川原六八番地
 二 漁業権の免許番号 内共第七号(井出川)
 三 変更の内容
 第二条第三項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加えた。
 第四条第一項の表あゆの項中「七月一日」を「六月一日」に改めた。
 第七条第一項中「中学生又は」を削り、「当該遊漁料」を「当該額」に改め、同項

第一号の表中

一日	一、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所)	一日
一年	一、二〇〇円(遊漁現場)	一年
一年	四、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所)	一年
一年	四、二〇〇円(遊漁現場)	一年(中)

六〇〇円
三、〇〇〇円
六〇〇円
学生)

に改め、同項第二号の表中

一年五、
一年五、

二〇〇円(組合事務所又は取扱所)
四〇〇円(遊漁現場)

を
一年 四、〇〇〇円

に改め、同条第二項ただし書を削り、同条に次の一項を加えた。

3 前項の規定にかかわらず、遊漁料を納付する者のうち中学生及び肢体不自由者以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に遊漁料を納付することができ、この場合において、当該遊漁者が納付する遊漁料は、当該遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。

第八条第一項中「第二条第一項の承諾をした」を「前条の遊漁料の納付を受けた」に改めた。

第十一条次に次の一条を加えた。

(内共第七号及び内共第八号を漁場の区域とする場合の遊漁料の額)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号の表の魚種の欄に掲げる魚と同表の漁具・漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により同表の漁場の区域の欄に掲げる区域で遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとし、同表に係る遊漁者における第一条、第二条第一項及び第三項並びに第三条第一項の規定の適用については、第一条中「内共第七号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。）」とあるのは「内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場」と、第二条第一項中「漁場」とあるものは「組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場」と、同条第三項及び第三条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十二条」と読み替えるものとする。

(1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	漁場の区域	遊漁料
あゆ やまめ いわな	手釣 竿釣	組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	一年 六、五〇〇円 一年(中学生) 一、五〇〇円 一年(肢体不自由者) 三、二五〇円

(2) その他による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	漁場の区域	遊漁料
あゆ 投網	組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	一年 九、五〇〇円 一年(肢体不自由者) 四、七五〇円	

(注) その他による遊漁の場合、手釣及び竿釣もできる。
別記様式第一号裏を次のように改めた。

注 意 事 項

- 1 禁漁区を除く。
- 2 1人1本^竿

別記様式第二号を次のように改めた。

様式(2)

漁場監視員証

表

No.	注意事項
漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	1 漁場監視員は、監視員証を必ず持ち 2 腕章をつけること。 3 遊漁者に対し、他人に迷惑をかける

氏名	年令
住所	
有効期間	
発行者	
ぬよう配慮すること。 3 遊漁者に対し、漁具及び漁法に違反のないよう十分に注意し、資源の確保に努力すること。	

四 変更後の遊漁規則の施行の日 平成二十一年一月九日

(水産課)

福島県告示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、木戸川漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十年十二月二十四日次のとおり認可した。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所
木戸川漁業協同組合 双葉郡楡葉町大字前原字中川原六八番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第八号（木戸川）
- 三 変更の内容

第二条第三項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加えた。

第四条第一項の表あゆの項中「七月一日」を「六月一日」に改めた。

第七条第一項中「高齢者（満七十歳以上）及び」を削り、同項第一号の表中

中一一

日	一、五〇〇円
年	六、五〇〇円
学生	一、五〇〇円

を

一日	九〇〇円
一年	四、〇〇〇円
一年（中学生）	九〇〇円

に改め、同

項第二号の表中

あゆ、こい、うぐい、うなぎ、いわな、やまめ	投網	一年	一〇、〇〇〇円
-----------------------	----	----	---------

に改め、同条第二項ただし書を削り、同条に次の一項を加えた。

(注) その他による遊漁の場合、手釣及び竿釣もできる。

あゆ、こい、うぐい、うなぎ、いわな、やまめ	投網	一年	六、〇〇〇円
-----------------------	----	----	--------

3 前項の規定にかかわらず、肢体不自由者及び中学生以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に遊漁料を納付することができる。この場合において、当該遊漁者が納付する遊漁料は、当該遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。

（内共第七号及び内共第八号を漁場の区域とする場合の遊漁料の額）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号の表の魚種の欄に掲げる魚を同表の漁具・漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により同表の漁場の区域の欄に掲げる区域で遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとし、同表に係る遊漁者における第一条、第二条第一項及び第三項並びに第三条第一項の規定の適用については、第一条中「内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）」とあるのは「内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場」と、第二条第一項中「漁場」とあるのは「組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場」と、同条第三項及び第三条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十二条」と読み替えるものとする。

(1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	漁場の区域	遊漁料
あゆ、こい、うぐい、うなぎ、いわな	手釣	組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	一年 六、五〇〇円 一年（中学生） 一、五〇〇円 一年（肢体不自由者） 三、二五〇円

(2) その他による遊漁の場合

魚種	あゆ	漁具・漁法	投網	漁場の区域	組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	遊漁料	一年 一年(肢体不自由者) 九、五〇〇円 四、七五〇円
----	----	-------	----	-------	---------------------------------------	-----	--------------------------------------

四 (注) その他による遊漁の場合、手釣及び竿釣もできる。
変更後の遊漁規則の施行の日 平成二十一年一月九日

(水産課)

福島県告示第八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により、効力を失った生産事業者の登録は、次のとおりである。
平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号	四〇四	生産事業者の氏名又は名称及び住所	金子喜美 いわき市田人町旅人 字笹ノ太輪六二	生産事業の内容	幼苗の育成、 幼苗以外の 苗木の育成	事業所の所在地	いわき市田人町旅人	失効年月日	平成二〇年二月二四日
------	-----	------------------	------------------------------	---------	--------------------------	---------	-----------	-------	------------

(森林整備課)

福島県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

双葉郡川内村大字上川内字西迎二一八の一、字台九の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公 告

公告第四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。
平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所在地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名
医療法人のがえ内科クリニック	岩瀬郡鏡石町本町二〇一―三	平成二〇年一月三〇日	育成医療 更生医療	腎臓 小腸
コスモ調剤薬局 鏡石店	同 郡同 町本町 二〇一	同	同	調剤

(障がい福祉課)

公告第五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条第三項の規定により、日地谷洋一ほか九人から平成二十年十二月十七日共同して行っている逆川地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。
平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農地管理課）

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十一年一月九日から同年二月九日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十一年一月九日から同年二月九日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間
平成二十一年一月九日から同年二月九日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十一年一月九日から同年二月九日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十年十月から同年十二月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所（収去年月）	飼料の名称（飼料の種類）	製造年月	試験結果の概要（%）					その備考	
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム		リン
宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあ	須賀川市岩作16番地の1 北日本くみあ	平牧若藤S T （肉豚肥育用配合飼料）	平成20年10月	15.5	2.1	3.3	4.1	0.67	0.47	—

い、飼料株式会社 杜石巻工場 地 (平成20年10月)	い、飼料株式会社 杜県南中継基地 (平成20年10月)	たまご工房 (成鶏飼育用配合飼料)	平成20年10月	17.8	5.4	3.7	12.8	4.49	0.60	—	—
宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい、飼料株式会社 杜石巻工場	須賀川市岩作16番地の1 北日本くみあい、飼料株式会社 杜県南中継基地 (平成20年10月)	全畜連和牛繁殖用みどり (肉用牛繁殖用配合飼料)	平成20年11月	15.5	2.6	11.0	7.7	1.14	0.54	—	—
宮城県石巻市三河町10番地 石巻飼料株式会社	東白川郡瑞町大字埴字材木町72番地の1 東白養畜農業協同組合 (平成20年12月)										

注

- 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
- 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。
- 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所 (収去年月)	飼料の名称 (飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要	備考
宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい、飼料株式会社 杜石巻工場	須賀川市岩作16番地の1 北日本くみあい、飼料株式会社 杜県南中継基地	平牧若豚S T (肉豚肥育用配合飼料)	平成20年11月	カドミウム 鉛 水銀	

地 (平成20年10月)	須賀川市岩作16番地の1 北日本くみあい、飼料株式会社 杜県南中継基地 (平成20年10月)	たまご工房 (成鶏飼育用配合飼料)	平成20年10月	カドミウム 鉛 水銀	
宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい、飼料株式会社 杜石巻工場	東白川郡瑞町大字埴字材木町72番地の1 東白養畜農業協同組合 (平成20年12月)	全畜連和牛繁殖用みどり (肉用牛繁殖用配合飼料)	平成20年11月	カドミウム 鉛 水銀	
宮城県石巻市三河町10番地 石巻飼料株式会社					

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄はその内容を示す。

(農業総合センター)

公 告

第十一号 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 縦覧に供する図書
- 総括図、計画図及び計画書の写し
- 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第十三号

不動産鑑定評価業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

福島県あぶくま高原自動車道建設事務所長 馬 上 健 二

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 不動産鑑定評価業務 一式

2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年二月五日（木）から同年三月九日（月）まで（三十二日間）

4 履行場所 石川郡平田村大字西山字草場地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成十九年三月三十日付け財第六千三百四十二号総務部長依命通達）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで及び第六条に規定する参加資格制限を受けていない者であること。

3 次のア又はイの条件を満たす不動産鑑定業者を営む者であること。

ア 福島県知事の登録を受けている者であること。

イ 国土交通大臣の登録を受けている者であつて福島県内に主たる事務所を有するものであること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年一月九日（金）から同月二十三日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月十二日（月）を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六三—八二〇—

福島県石川郡平田村大字蓬田新田字金屋二十七番一

福島県あぶくま高原自動車道建設事務所総務課

電話番号〇二四七—五五—三五四五

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十一年一月二十三日（金）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所と同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十一年二月四日（水）午後一時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県あぶくま高原自動車道建設事務所第一会議室（福島県石川郡平田村大字蓬田新田字金屋二十七番一）

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、その額を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県あぶくま高原自動車道建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

